

昇降機設備工事補足特記仕様書

名古屋市住宅都市局

(趣旨)

第 1 本仕様書は、名古屋市住宅都市局で施工する昇降機設備工事において、本市の考え方を示したものである。

(監理技術者等の制度の運用について)

第 2 監理技術者等の制度の運用については、原則として本仕様書および「昇降機設備工事特記仕様書」に定める通りとする。本仕様書および「昇降機設備工事特記仕様書」に定めのない事項については、「監理技術者制度運用マニュアル」等による。なお、「監理技術者制度運用マニュアル」は国土交通省のホームページにて閲覧できる。

(監理技術者等の専任期間)

第 3 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要する工事において、専任を要する期間は契約工期を基本とする。ただし、下記のいずれかに該当する期間は専任を要しない期間とすることができる。いずれの場合も、受発注者間での協議により、以下に掲げる期間を明確にしておくこと。

- (1) 請負契約締結後、現場工事に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 昇降機の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完了後、検査が完了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間（発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しない）

(専任の主任技術者の兼務)

第 4 主任技術者の工事現場への専任を要する工事において、以下のように密接な関係のある 2 件以上の工事を同一の受注者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合については、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 k m 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合。
- (2) 1 人の主任技術者が管理することができる工事の件数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則として 2 件とする。

(専任の監理技術者の兼務)

第 5 専任が求められる監理技術者について、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき職務を補佐するものとして監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置くときは、当該特例監理技術者が複数の工事現場を兼務することが可能となるが、その要件は以下の通りとする。

- (1) 特例監理技術者が兼務できる工事現場数は 2 件までとし、兼務する工事は著

しい低入札工事や高度な技術を要する工事など、兼務することが困難な工事でないものとする。

- (2) 兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。
- (3) 工事現場に常駐が求められる現場代理人を兼務していないこと。
- (4) 兼務する工事が維持工事ではないこと。

※「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。

また、統括安全衛生責任者の選任を要するときは、その事業場に専属の者とする必要があるため、施工体制に留意すること。

（工場製作期間における監理技術者等の兼務）

第 6 工場製作期間において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

（営業所における専任の技術者と主任技術者又は監理技術者との兼務について）

第 7 営業所における専任の技術者は、営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して専らその職務に従事しなければならない。ただし、以下の条件を満たす場合は、所属建設業者と直接かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該営業所の専任技術者が、専任を要しない工事の主任技術者又は監理技術者となることができる。

- (1) 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- (2) 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。

※「工事現場と営業所が近接」の目安としては、工事現場と営業所の間隔が10km程度とする。

- (3) 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

（監理技術者等の途中交代）

第 8 施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保にも配慮しつつ、慎重かつ必要最小限にしなければならない。入札の公平性の観点から、交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とする。

以下の場合については、発注者と受注者と書面その他の方法により合意がなされた場合に、交代を認めるものとする。

- (1) 監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合
- (2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- (3) 昇降機の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事現場が移行する場合
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ等、工事工程上技術者の交代が合理的な場合
いずれの場合も、原則として以下の措置をとることにより、工事の継続性、品

質確保等に支障をきたさないようにしなければならない。

- ・ 交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること。
- ・ 交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されること。
- ・ 工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置すること。

(現場代理人の工事現場への常駐義務)

第9 現場代理人は、原則として工事現場に常駐しなければならない。ただし、下記のいずれかに該当する期間及び工事については、発注者との連絡体制を確保したうえで、工事現場への常駐義務を緩和できる。

- (1) 請負契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 契約約款第19条第1項または第2項の規定に基づき、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 昇降機の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難でない工事（監理技術者等の専任が必要とされない工事）

(現場代理人と他の工事の現場代理人または専任を要しない監理技術者等との兼務)

第10 現場代理人の常駐義務の緩和に伴い常駐義務を緩和された現場代理人は、以下の要件を全て満たす場合には、他の工事の常駐義務を緩和された現場代理人又は専任を要しない他の工事の監理技術者等を兼務することができる。「現場代理人の兼務届」を提出すること。）

- (1) 兼務する工事の件数は、原則として2件とする。ただし、請負代金額の合計が4,000万円未満の場合に限り3件とする。
- (2) 兼務する工事の現場間の距離（移動時間）が、一定範囲内であること。
※「現場間の距離（移動時間）が、一定範囲内」の目安としては名古屋市内とする。
- (3) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (4) 受注者は、兼務する他の工事の発注者から承諾を得ていること。

なお、現場代理人の常駐義務の緩和により、建設業法第26条第3項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意すること。

通知 国土交通省土地・建設産業局建設業課長名通知「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について（平成23年11月14日 国土建第161号）」

(現場代理人と営業所における専任の技術者との兼務について)

第11 技術者の専任を要しない規模の工事の現場代理人は、常駐義務が緩和されるが、常駐義務が緩和されたとしても、現場代理人は、基本的には工事現場において、工事現場における運営、取締り及び権限の行使を行わなければならないものであり、営業所に常勤して専らその職務に従事しなければならない営業所における専任の技術者が現場代理人になることはできない。

(工事实績情報サービス (CORINS) への登録内容)

第12 工事实績情報サービス（CORINS）への登録内容は以下のようにする。ただし監督員の確認を受けた後に登録すること。

- (1) 契約工期
工場製作を含めた全期間とする。
- (2) 請負金額
工場製作を含めた請負金額とする。
- (3) 現場代理人の従事期間
工場製作期間も現場に常駐する場合は契約工期と同期間とし、工場製作期間に常駐しない場合は工場製作期間を除いた期間とする。
- (4) 監理技術者等の従事期間
工場製作期間と現場従事期間で別々の技術者を配置する場合は工場製作期間と現場従事期間を分けて入力し、工場製作期間の技術者の役割を「主任技術者（工場製作）」（もしくは「監理技術者（工場製作）」）、現場従事期間を「主任技術者」（もしくは「監理技術者」）として登録する。

（入札前の施設調査）

第13 入札前に施設調査を行う場合は、施設管理者から許可を得て行うこと（連絡先は名古屋市公式ウェブサイトを参照）。ただし、取替の場合は既設メーカーの立会いは認めないものとする。

（エレベーターの保守契約）

第14 エレベーター工事完了後の無償点検及び保守点検契約は本工事の対象外のため、別途、施設管理者との協議による。

（エレベーターの詳細仕様）

第15 エレベーター仕様は設計図書記載通りとする。設計図書に記載がないものについては製造者標準仕様でよいものとする。

（設計図面に記載の参考値の扱い）

第16 設計図面に記載の「参考値」を変更する場合は原則として必要な検討を行うこと。製造者の仕様により工事が必要となる場合は、協議の上、本工事で施工する。

（工事現場の安全確保）

第17 工事現場に第三者が立ち入らないようにすること。設計図面に記載なき限り、仮囲いなどにより第三者の立ち入りを制限できる場合は警備員などの配置は省くことも可とする。

附 則

1. この特記仕様書は令和2年4月1日から施行する。

附 則

1. この特記仕様書は令和3年4月1日から施行する。

附 則

1. この特記仕様書は令和6年3月1日から施行する。